

中国における立体商標の識別性について



2021年2月16日作成

0. はじめに

2001年に施行された第二次改正『商標法』により、立体商標が商標法の保護範囲に含まれることになった。立体商標の登録には、主に、「識別性」、「先行商標との非類似性」、「使用禁止条項への非該当性」、「非機能性」というハードルがある。このうち、本資料では、争点となることが多い「識別性」に焦点を当てて、中国当局の見解や事例を紹介することにしたい。本資料が中国で活躍される皆様の助けになれば幸いである。

1. 立体商標の概念と種類

(1) 概念

商標法第八条には、「自然人、法人又はその他の組織の商品を他人の商品と区別することができる文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩の組合せ及び音声等、並びにこれらの要素の組合せを含む標章は、すべて商標として登録出願することができる。」と規定がある。

立体商標とは、立体的標識により又はその他の標識を含む立体的標識により構成された商標をいう。

立体商標を出願する場合には、願書に「立体商標」である旨を記載し、商標の使用方式を説明する必要があり、必要に応じて、以下の点を願書に記載することができる。

- ①立体商標の図面に係る説明
- ②立体的形状のうち、権利の取得を希望しない部分の商標権放棄の名声

【全6頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

- ・ 大阪法務部長 : 八谷 晃典 (大阪本部在籍)
- ・ 東京法務部長 : 石黒 智晴 (東京本部在籍)
- ・ TEL (大阪) : 06 - 6351 - 4384 (代表)
- ・ TEL (東京) : 03 - 3433 - 5810 (代表)
- ・ E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

- ・ 当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
- ・ 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。是非ご参照下さい。

- ・ < 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
 - ・ < 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
 - ・ < 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
 - ・ < 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
 - ・ < 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
- ※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。

